

大山崎町商工会 戦国キャラ利用申請書(販売する商品)

令和 年 月 日

大山崎町商工会 御中

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

大山崎町商工会 戦国キャラを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用するデータ番号	
商品の名称	
取扱う商品	1 食品 2 非食品 ※ 商品が食品の場合は、製造、販売に係る保健所の営業許可証(写)をご提出ください。
商品の内容	※販売商品アイテム毎に許諾番号を付しますので、商品すべてがわかる書類は必ず添付下さい。
当初製作予定数	
販売場所	1 大山崎町内 2 京都府内 3 京都府外
利用期間(2年以内)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

添付書類

(1) 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

大山崎町商工会 戦国キャラ利用申請書（商品以外）

令和 年 月 日

大山崎町商工会 御中

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

大山崎町商工会 戦国キャラを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用するデータ番号	
利用の目的	
使用区分 (該当する番号に○をつけてください。)	1 印刷物(チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等) 2 看板・店舗壁面・商品POP等 3 WEB上の使用 4 販促用の景品 5 その他
具体的な内容 (配布数量・配布場所・ 広告回数等 記載)	
利用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日
連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-MAIL:

添付書類

(1)利用する物件の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

大山崎町商工会 戦国キャラ利用許諾内容変更申請書

令和 年 月 日

大山崎町商工会 御中

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

年 月 日付け許諾第_____号で許諾を受けた大山崎町商工会 戦国キャラの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (当初利用申請書コピー添付の場合、省略可)	変更をする内容 (変更がある部分のみ記載)
商品等の名称		
商品等内容の変更		
その他の変更		
利用期間(2年間)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

大山崎町商工会 戦国キャラ利用許諾書

年 月 日

(申請者)

様

大山崎町商工会 印

年 月 日付けで申請のありました大山崎町商工会 戦国キャラの利用について、次の通り許諾します。

商品等の名称	許諾番号
	#senngoku-oyz●●●●

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターを、許諾を受けた物件のデザインとして利用することができます。
また、商品に許諾番号の掲載を希望される方は、「#senngoku-oyz●●●●」の表示方法にて掲載することができます。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、大山崎町商工会は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、大山崎町商工会は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 大山崎町商工会 戦国キャラ利用要領は、必要に応じて変更することがあります。

大山崎町商工会 戦国キャラ利用変更許諾書

年 月 日

(申請者)

様

大山崎町商工会 印

年 月 日付けで変更申請のありました大山崎町商工会戦国キャラの利用について、変更を許諾します。

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターを、許諾を受けた物件のデザインとして利用することができます。
また、商品に許諾番号の掲載を希望される方は、「#senngoku-oyz●●●●」の表示方法にて掲載することができます。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、大山崎町商工会は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、大山崎町商工会は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 大山崎町商工会 戦国キャラ利用要領は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第5号

大山崎町商工会 戦国キャラ利用不許諾通知書

年 月 日

(申請者)

様

大山崎町商工会 印

年 月 日付けで申請のありました大山崎町商工会戦国キャラの利用については、下記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由